

領事メール

令和3年8月25日付
在ウクライナ日本国大使館

【件名】ウクライナの新型コロナウイルス対策のための検疫期間の延長(10月1日まで)

【ポイント】

●ウクライナ閣僚会議は、検疫期間を10月1日まで延長すると発表しました。現時点では、検疫措置の内容には変更は確認されていません。

●今後も、検疫措置の内容や期間等が変更される可能性や、各州・地域が感染状況に応じて独自の措置を採っている場合もありますので、ウクライナに渡航・滞在を予定している方は、自らもウクライナ政府や地方公共団体の発表及び報道等から最新情報を収集する等、十分注意してください。

【本文】

在留邦人の皆様へ

たびレジ登録者の皆様へ

1 新型コロナウイルス対策のための検疫期間の延長

ウクライナ閣僚会議は、検疫期間を10月1日まで延長すると発表しました。現時点では、検疫措置の内容の変更は確認されていません。改訂内容の詳細は、閣僚会議 HP(ウクライナ語のみ：<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/855-2021-%D0%BF#n2>)等でご確認ください。

2 今後も、検疫措置の内容や期間等が変更される可能性や、各州・地域が感染状況に応じて独自の措置を採る場合もありますので、ウクライナに渡航・滞在を予定している方又は既に滞在中の方は、自らもウクライナ政府や地方公共団体の発表及び報道等から最新情報を収集する等、十分注意してください。

3 日本国外務省は、8月25日現在、ウクライナに対して感染症危険情報「レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」を発出し、ウクライナへの渡航中止を引き続き勧告しています。ウクライナ入国に関する最新の情報は、在日ウクライナ大使館(+81 (3) 5474 9773 (領事部))等でご確認ください。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ウクライナ日本国大使館領事部

電話: +38(044)490-5500

HP: https://www.ua.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consular.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>